

# 身体的虐待発覚後の対処法

～ 6つのポイント～

# 目次

## これだけは守ろう！6つのポイント

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1. 利用者の救護措置が最優先.....    | 3 |
| 2. 職員からの聴き取りはその日に！..... | 4 |
| 3. ご家族への報告.....         | 5 |
| 4. 警察への通報は必須ではない.....   | 6 |
| 5. 行政への通報義務 .....       | 7 |
| 6. 保険会社へ連絡.....         | 8 |
| 弁護士のサポートを受けよう.....      | 9 |

# 1. 利用者の救護措置が最優先

利用者の安全確保が最も大切

必ず医師の診察を受ける



## 2. 職員からの聴き取りはその日に！

その日のうちに該当職員から事実関係の聴き取りを行う

該当職員には自宅待機命令を出して必要な調査に専念



### 3. ご家族への報告

速やかに報告

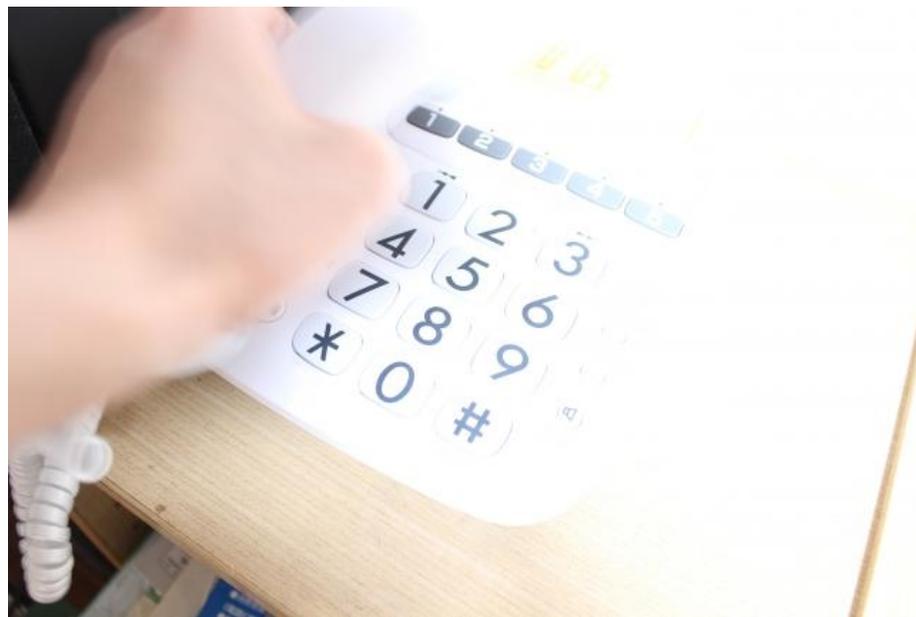
真摯に謝罪



## 4. 警察への通報は必須ではない

警察への通報義務は、法律上制定  
されていない

警察へ通報するか否かは、ご家族  
とよく話し合うこと



## 5. 行政への通報義務

行政へ通報

(高齢者虐待防止法上の義務)



行政調査の実施



真摯に対応



## 6. 保険会社へ連絡

1～5の対応が済んだら  
虐待の事実を連絡



# 弁護士のサポートを受けよう

顧問弁護士に随時相談し、指示を仰ぎながら対応を進めていくこと

